

社会資本整備総合交付金

都市再生整備計画事業 (旧まちづくり交付金)

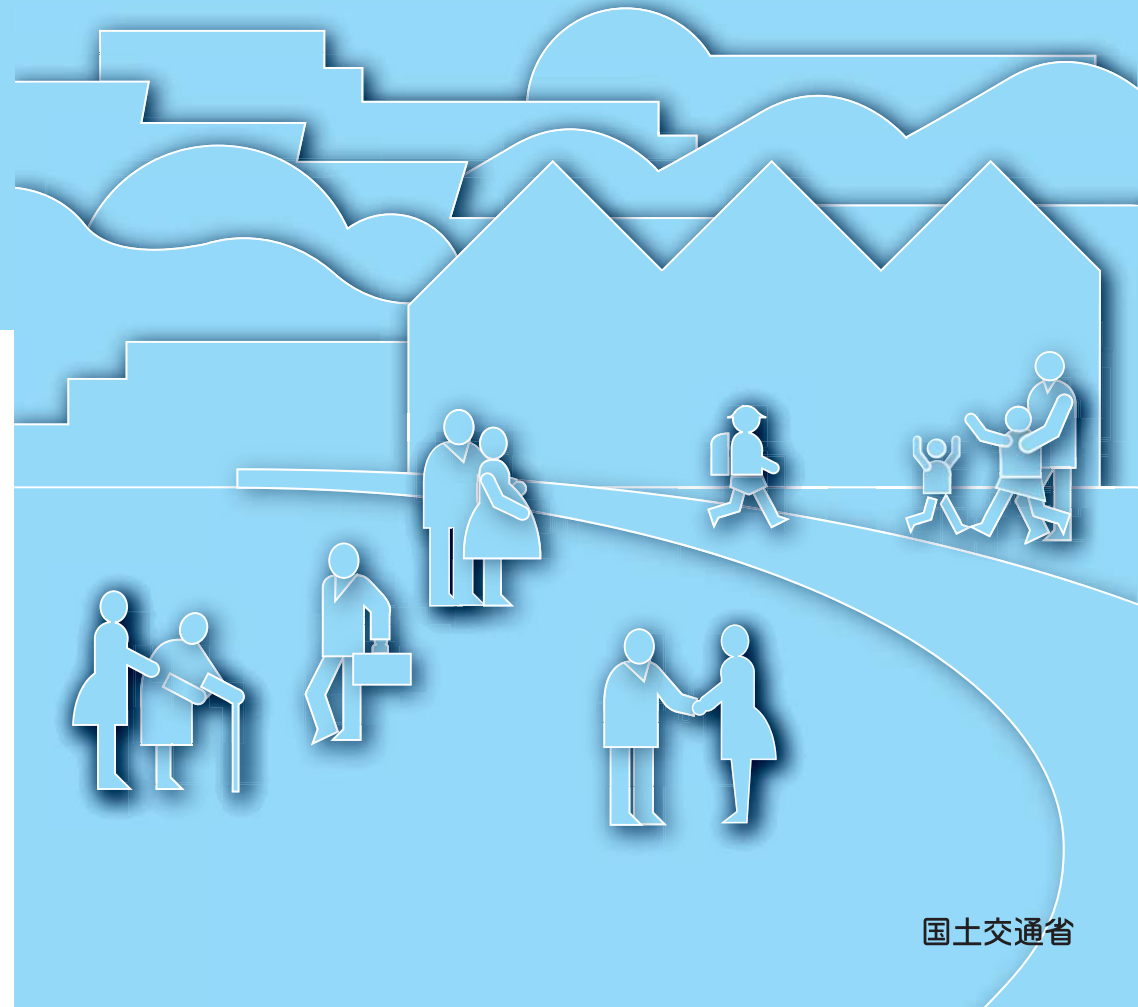
地域の歴史・文化 自然環境等の特性を活かした個性あるまちづくり



国土交通省

【問い合わせ窓口】

北海道開発局	事業振興部都市住宅課	TEL.011-709-2311
東北地方整備局	建政部都市・住宅整備課	TEL.022-225-2171
関東地方整備局	建政部都市整備課	TEL.048-601-3151
北陸地方整備局	建政部都市・住宅整備課	TEL.025-280-8880
中部地方整備局	建政部都市整備課	TEL.052-953-8119
近畿地方整備局	建政部都市整備課	TEL.06-6942-1141
中国地方整備局	建政部都市・住宅整備課	TEL.082-221-9231
四国地方整備局	建政部都市・住宅整備課	TEL.087-851-8061
九州地方整備局	建政部都市整備課	TEL.092-471-6331
沖縄総合事務局	開発建設部建設産業・地方整備課	TEL.098-866-0031



都市再生整備計画事業とは

目的

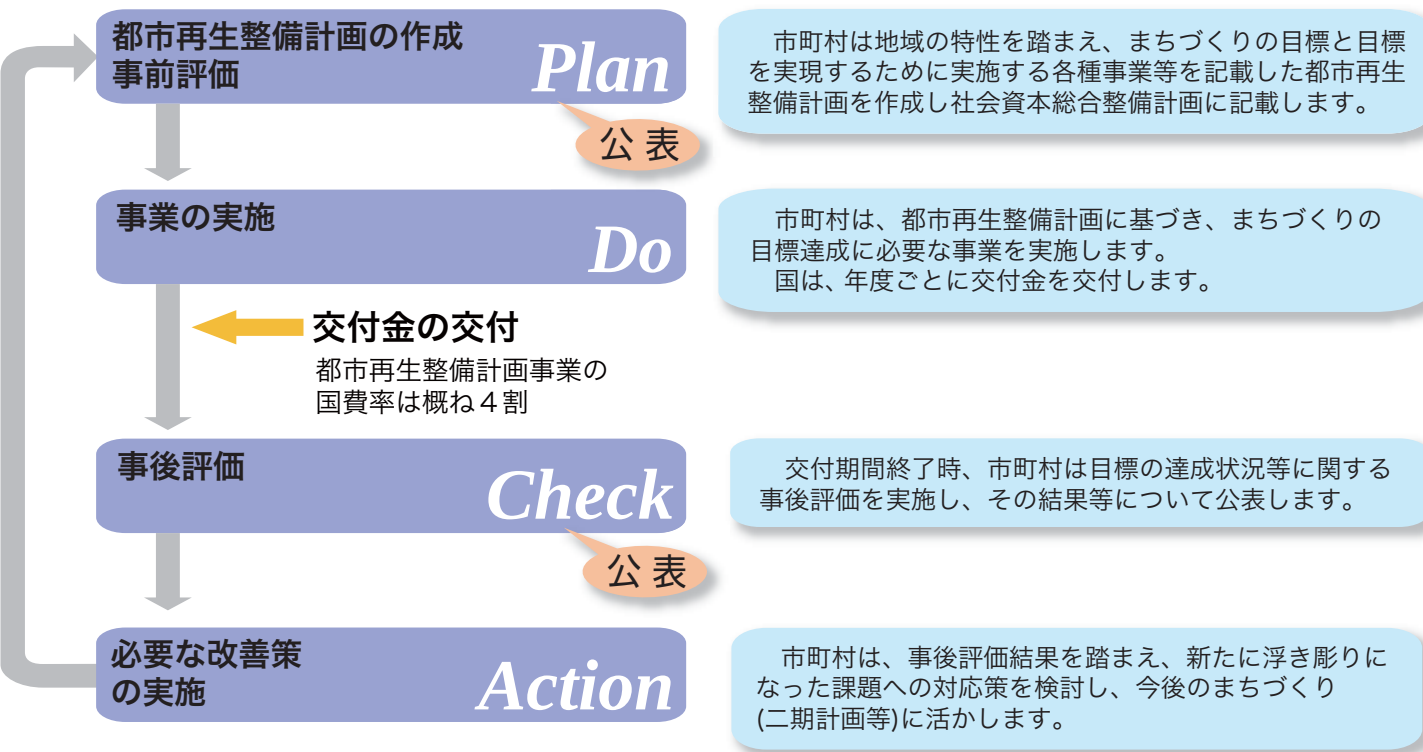
都市再生整備計画事業は、地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的としています。

制度の特徴

都市再生特別措置法第46条第1項に基づき、市町村が都市再生整備計画を作成し、都市再生整備計画に基づき実施される事業等の費用に充当するために交付金を交付します。

平成16年度に、「まちづくり交付金」制度として創設され、平成22年度からは、社会資本整備総合交付金に統合され、同交付金の基幹事業である都市再生整備計画事業として位置づけられています。

都市再生整備計画事業では、地域が抱える課題やまちづくりのビジョンに基づき、まちづくりの目標や数値指標を達成するために必要な事業を記載した都市再生整備計画を作成（Plan）し、成果を意識しながら事業を実施（Do）し、交付期間終了時に目標の達成度を評価（Check）するとともに、必要な改善点は速やかに改善（Action）するという一連のサイクルを導入しています。



都市再生整備計画

- 市町村が、社会資本整備総合交付金の交付を受け、都市再生整備計画事業を実施しようとするときは都市再生整備計画及び社会資本整備総合計画を国土交通大臣に提出する必要があります。
- 都市再生整備計画は、まちづくりの目標や計画区域、計画期間、目標を定量化する指標及び事業内容等を記載したものです。
- 交付期間は、概ね3～5年となります。

都市再生整備計画の評価

- 都市再生整備計画事業実施の際には、「事前評価」「事後評価」が必要となります。その他、「モニタリング」「フォローアップ」を実施することが効果的です。
- 事前評価では、計画の妥当性、効率性、実現可能性を確認します。
- 事後評価では、目標の達成状況等を確認し、今後のまちづくり方策等を明らかにします。

都市再生整備計画事業の交付対象事業について

市町村が都市再生整備計画事業を位置づけた社会資本整備総合交付金の交付を受けるためには、都市再生整備計画を位置づけた社会資本整備総合計画を作成し、国土交通大臣に提出することが必要です。

都市再生整備計画には、基幹事業・提案事業の2つの事業を位置づけることができます。都市再生整備計画の計画期間は、概ね3～5年です。その後も継続して事業を行う場合には、第2期の計画を作成することが可能です。

交付対象

市町村または協議会が実施する以下の事業

	交付対象事業	対象施設等
基幹事業	道路	
	公園	
	古都保存・緑地保全等事業	
	河川	
	下水道	
	駐車場有効利用システム	
	地域生活基盤施設	緑地、広場、駐車場（共同駐車場含む）、自転車駐車場、荷物共同集配施設、公開空地（屋内空間も含む）、情報板、地域防災施設、人工地盤等
	高質空間形成施設	緑化施設等、電線類地下埋設施設、電柱電線類移設、地域冷暖房施設、歩行支援施設・障害者誘導施設等
	高次都市施設	地域交流センター、観光交流センター、まちおこしセンター、子育て世代活動支援センター、複合交通センター
	既存建造物活用事業	
	土地区画整理事業	
	市街地再開発事業	
	住宅街区整備事業	
	バリアフリー環境整備促進事業	
	優良建築物等整備事業	
	住宅市街地総合整備事業	
	街なみ環境整備事業	
	住宅地区改良事業等	
	都心共同住宅供給事業	
	公営住宅等整備	公営住宅、地域優良賃貸住宅
提案事業	都市再生住宅等整備	
	防災街区整備事業	
	事業活用調査	
	まちづくり活動推進事業	
	地域創造支援事業	市町村の提案に基づく調査・事業

※都市再生整備計画に位置づける事業は基幹事業のみでも可能です。ただし提案事業のみでは実施できません。

※都市再構築戦略事業においては、上記の他、中心拠点誘導施設、連携生活拠点誘導施設、生活拠点誘導施設、高齢者交流拠点誘導施設が対象となります。

※都市再構築戦略事業の場合、提案事業は実施できません。

※市町村以外の者（NPO法人等）が市町村から、その経費の一部に対して補助を受けて実施すること（間接交付）も可能です（一部事業を除く）。この場合、交付対象事業費は、市町村が負担する費用の範囲内かつ、当該事業に要する費用の3分の2を超えない範囲の額となります。

※個別事業の詳細につきましては、「社会資本整備総合交付金交付要綱」をご参照ください。

都市再生整備計画事業で実現できる個性あふれるまちづくり

活力と魅力にあふれ、暮らす人にも訪れる人にも 快適なまちづくりを応援します。

都市再生整備計画事業では、市町村が目標や指標について自由に設定し、
目標達成のために各種事業を実施することができます。



にぎわいと活力のあるまちづくり

目標例：中心市街地におけるにぎわい再生
指標例：地区への来街者数[人/年]、新店舗設立
従業者数[人] 等

事業例

- モール化
(歩行者ネットワーク軸)の整備
- 多目的広場の整備
- にぎわい創出イベントの
支援 等



公共交通を活かしたまちづくり

目標例：交通網、交通結節点の整備改善による利便性
の向上
指標例：交通混雑度、乗換所要時間[分] 等

事業例

- 街路事業・道路事業
- 駅前広場・歩行者デッキ・
自由通路の整備
- パークアンドライド駐車場の
整備 等



観光資源を活かしたまちづくり

目標例：観光、交流、地域連携による地域づくり
指標例：宿泊者数[人/年]、地域来訪者[人/年] 等

事業例

- 観光交流センターの整備
- 観光ボランティアガイド
の充実支援 等



少子・高齢化に対応したまちづくり

目標例：誰もが安心・快適に暮らせる生活環境の創出
指標例：満足度[%]、バリアフリー化率[%] 等

事業例

- 子育て世代活動支援センター
の整備
- 歩行空間のバリアフリー化
- 地域優良賃貸住宅の整備
等



安全・安心のまちづくり

目標例：地域の防災性・安全性の向上
指標例：耐震化率[%] 等

事業例

- 防災広場の整備
- 避難路の整備
- 防災マップ作成等の防災活動
の支援
- 防犯灯の整備 等



環境に配慮したまちづくり

目標例：水、緑の活用による環境負荷の低減
指標例：緑被率[%] 等

事業例

- 公園の整備
- 下水道の整備
- 市民花壇等による歩道修景
等



歴史・文化を活かしたまちづくり

目標例：歴史・文化資源の保全・活用による魅力の向上
指標例：地区への来街者数[人/年] 等

事業例

- 歴史的景観の整備
- 歴史的建造物を活用した
各種交流施設整備
- 電線類の地中化 等



アメニティ向上を目指したまちづくり

目標例：自然環境や地域資源を活かした魅力の向上
指標例：住民満足度[%] 等

事業例

- 道路の高質化
- 休憩施設の整備
- せせらぎ整備 等



※目標及びその達成のための事業(交流センターの整備・市街地再開発など)は例示です。

対象区域について

以下のいずれかの要件に該当する場合とします。

市街化区域 又は 非線引き用途地域内※1

市街化区域又は非線引き用途地域の外で、
観光等地域資源の活用に関する計画※2があること
(当該計画区域の整備が都市のコンパクト化の方針と齟齬がないこと)

※1：平成31年度以降においては、居住誘導区域内もしくは、市街化区域又は非線引き用途地域内のうち、鉄道・地下鉄駅から半径1kmの範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場から半径500mの範囲内の区域（ピーク時間運行本数が片道で1時間当たり3本以上あるものに限る）

※2：観光等地域資源の活用に関する計画の例
ー歴史まちづくり法に基づく歴史的風致維持向上計画
ー観光圏整備法に基づく観光圏整備実施計画

都市再生整備計画事業の国費率について

都市再生整備計画に位置づけられた事業の実施に必要な事業の概ね **4割** が交付されます。
国費率は、以下のとおり算出します。

- ①交付対象事業費（A+B）の i）40% または ii）**45%**
[ii) は国として特に推進すべき施策に関連する一定の要件を満たす地区の場合………※1]
②基幹事業（A）の a) 10/9 の 1/2 または b) 10/8 の 1/2
[b) は提案事業2割拡充に関する一定の要件を満たす地区の場合………※2]

①、②のいずれか少ない金額となる率が国費率となります。

なお、都市再構築戦略事業では、50%となります。

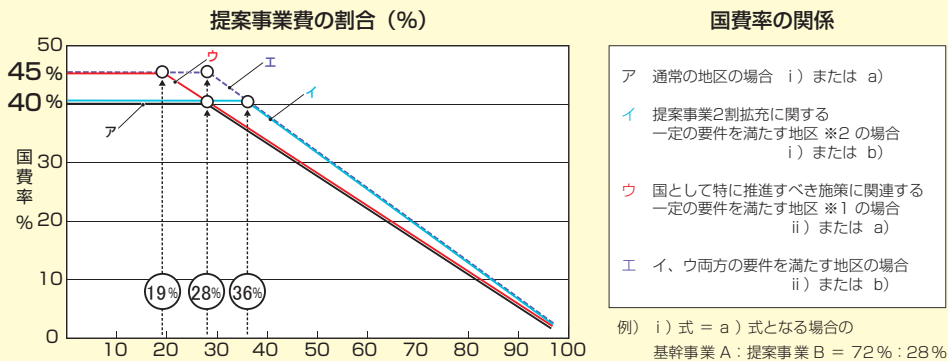
A：基幹事業 B：提案事業

※1：国として特に推進すべき施策に合致する事業（国費率原則45%）
下記の計画区域内に含まれ、事業に関する一定の要件を満たす場合に適用。
①都市再生緊急整備地域関連、②中心市街地活性化計画関連、③歴史的風致維持向上計画関連
④低炭素まちづくり計画関連、⑤立地適正化計画関連
ただし、各計画の認定・公表の日の属する翌年度から起算して3年以内に事業に着手する地区とし、かつ平成30年度末までに事業に着手する地区に限る。
また、②については、平成28年度末までに認定を受けた中心市街地活性化基本計画に関連する事業に限る。

※2：提案事業2割拡充
下記の計画区域の概ね2/3が重複しており、各計画に位置づけられた主要な事業が区域内に存するなど一定の要件を満たす場合に適用。
①中心市街地活性化計画関連、②立地適正化計画関連
ただし、①については、平成28年度末までに認定を受けた中心市街地活性化基本計画に関連する事業に限る。

交付対象事業費に占める提案事業費割合と国費率の関係

上記により交付対象事業費に占める提案事業費の割合と国費率の関係を図示すると下図のようになります。
都市再構築戦略事業では、提案事業は実施できません。



建築物の整備に関する支援要件

建築物（高次都市施設・誘導施設・提案事業）の整備については、以下の全ての条件を満たす場合のみ支援が受けられます。（民間施設を除く）

- 維持管理費を算出し国へ提出していること
- 以下の 1) ~ 4) いずれかに合致すること
 - 郊外からまちなかへの移転
 - 施設の統廃合
 - 他の施設との合築
 - 公共施設等総合管理計画を策定済みであり、個別施設計画又はまちづくりのための公的不動産有効活用ガイドラインに基づく計画への当該施設整備の明確な位置付けがなされていること
- 三位一体改革で税源移譲の対象となっていないこと
- 他省庁の補助制度がないこと

提案事業の活用事例

平成16年度の制度創設以来、地域の創意工夫を活かした様々な提案事業が行われてきました。
ここでは、その取り組みの一部をご紹介します。

基幹事業との一体的な実施による効果的なまちづくり

まちづくりの目標を達成するためには、基幹事業だけではなく、地域の実情に応じた多様な事業を効果的に実施することが重要です。
都市再生整備計画の提案事業では、市町村が自主性・裁量性を発揮し、地域の創意工夫を活かした事業の実施が可能です。

少子・高齢化に対応したまちづくり



高齢者サロン設置社会実験

山形県上山市「上山城周辺地区」
高齢者に居心地の良いまちにするため、高齢者の相互交流を活かす高齢者サロン設置の社会実験を行っています。

公共交通を活かしたまちづくり



コミュニティバス運行社会実験

愛知県豊田市「豊田駅周辺地区」
駅を中心とした公共交通機関の機能強化を図るため、コミュニティバス運行の社会実験を行っています。

アメニティ向上を目指したまちづくり



オープンカフェ事業

広島県広島市「広島都心地区」
河岸緑地でのオープンカフェの実施や水辺の演出照明等により、水辺の賑わいづくり、都市の魅力づくりを進めています。

歴史・文化を活かしたまちづくり



歴史的まちなみの保全

愛知県犬山市「犬山城下町地区」
地区内の住民との協働や、市民活動団体の育成を通じ、歴史資産を活かしたまちづくりを総合的に推進しています。

都市再生整備計画事業の活用状況

平成16年度のまちづくり交付金制度創設以来、全国の半数以上の市町村で活用されています。

都市再生整備計画の地区数の推移

